

橋本事務所新聞

第40号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

「金融商品取引法」を「ご存知ですか」

金融商品取引法とは、現行の「証券取引法」などを抜本的に改正し成立しました。

さまざまな金融商品について開示制度、取扱業者に係る規制を定めることにより、国民経済の健全な発展と投資者の保護に資することを目的としています。

証券取引法や金融先物取引法など金融商品によって、別々の法体系で定めていた販売や勧誘のルールを一本化することで、投資家を保護し、政府が提唱する「貯蓄から投資へ」環境作りを行う法律です。

これまでは、株券や債券など

有価証券については「証券取引法」、金融先物取引については「金融先物取引法」というように、金融商品ごとに法律が定められていました。

ところがその法律の隙間を突く、利用者保護法制の対象となっていない新しい金融商品が相次いで出現していて、投資家が被害を受ける案件が後を絶たない状況になっていました。

そこで、幅広い金融商品を横断的・包括的に対象とする新しい法律の枠組みが求められたわけです。

金融商品取引法は投資家を保護する観点から、投資の対象となる金融商品の取引に関するさまざまな規制を定めています。

金融商品取引法は、現行の証券取引法がベースであるため、企業と経営者の義務や責任の他にも、金融商品の販売・勧誘に関わる証券会社や証券取引所などに対する規制も盛り込まれ、

証券取引法の罰則の法定水準も大幅に引き上げられています。

この法改正は、既に一部の罰則が施行されていますが、平成十九年十二月までには全面的に施行されます。



知ってお得！法律雑学

貸金の時効はどつやつて防ぐか

Q、亡父の遺品を整理してましたら、生前に金を貸した金銭貸借の契約書ができました。貸した金は二十万円ですが、既に八年を経過しております。時効にかかっていないでしょうか

にかかります。もしどちらかが商人ということになると、既に時効にかかっていますので、請求しても相手が時効だからといって支払いを拒んだときは、返してもらうことができません。

借主に請求しても返してくれないし、放っておくと時効になってしまうというときは、時効の進行をとめておく(時効の中断といえます)必要があります。

相手が借金を認めている場合には、確かに借金をしていますと書面に書いてもらいます。また、借主が支払いをちょっと待ってくれと手紙をよこしたり、借金の一部でも支払えば、時効は中断します。相手が借金を認めない場合は、法的措置をとります。

それには簡易裁判所で支払命令の申立をするか、貸金請求の調停又は訴訟を提起します。もし時効寸前で右の手続が間に合わないときは、内容証明郵便で貸金請求をすれば、一度だけでも時効は六ヶ月だけ延びます。

A、友人とか親類同士の貸金は十年で時効にかかります。その場合は未だ時効にかかっていませんので、あなたはお父さんの相続人として借金を返すように請求することができます。もしお父さんが商人か、借主が商人というときは五年で時効

経営コーナー

□今月の一冊□

最近出版された書籍の中から、私が読んでみて、こればと思う一冊を紹介しています。

今月はこの一冊をご紹介します。

『団塊』退職で変わる経済 伸びるビジネス

日本総合研究所 著

東洋経済新報社

『人口減少時代への突入、』

『団塊世代の退職・・・』

こうした人口動態の変化は、経済やビジネスにどのような影響を及ぼすのか？

本書では数々のデータをもとに、今後十年間のマクロ経済・



企業経営・消費の構造変化を分析し、新たなビジネスチャンスの可能性を探る。

□団塊世代の大量定年をはじめとする人口動態の変化は、二〇〇七年～二〇一〇年頃までは、景気を押し上げる方向に作用する。要因としては、

- ・企業の人件費が減少し収益を押し上げる。
- ・退職一時金の増加が消費支出を押し上げる。

- ・団塊ジュニア世代が住宅需要のコア年齢に入る。
- ・若年失業問題の改善。等が考えられる。

□景気が調整局面に入る二〇一〇年代前半は、個人消費が縮小する。

また、中国を起点とした海外経済減速リスク、日本経済においては、長期金利上昇のリスクが生じることが考えられる。

□団塊の世代の退職と人口の減少は、企業環境にも次の三つの変化をもたらす。

①市場構造の変化

市場規模の縮小によって「競争の激化・スピード化」が起こると共に、新たな成長市場生まれる。

②資金調達環境の変化

一人当たりの金融資産残高が増えることで、株式市場に多くの資金が流入し、企業経営のあり方にも影響を及ぼす。

③労働力構造の変化

定年前の男性という、日本企業にとっての「典型労働力」の減少を補うために、女性や高齢者、外国人の活用が求められるようになる。

□消費市場では、豊かな高齢者の増加により、シニアマーケットが拡大する。その市場で売れるポイントは、「若さ」「費用対効果」「時間消費型サービス」の三つである。



今月の一言

稲刈りも終わり、朝夕はすっかり秋らしくなってきました。

先日、東京でのFPフェアーに参加したときに、「相田みつお美術館」に立ち寄る機会がありました。

美術館には珍しい、読む作品で、なんともいえない味わいのある文字が展示されています。作品を見て相田みつおは実書道家だったということを知りました。

事務所への土産に「一番気に入った」「一生勉強、一生青春」という額入り色紙を買い、書棚に飾っています。これを見てると、謙虚な気持ちになって、何かヤル気ができます。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士
一級ファイナンシャル・プランニング技能士
CFP 認定者
ISO9000・ISO14000審査員補
HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 経理記帳
HACCP ISO コンサルティング
個人情報保護法 認証指導他